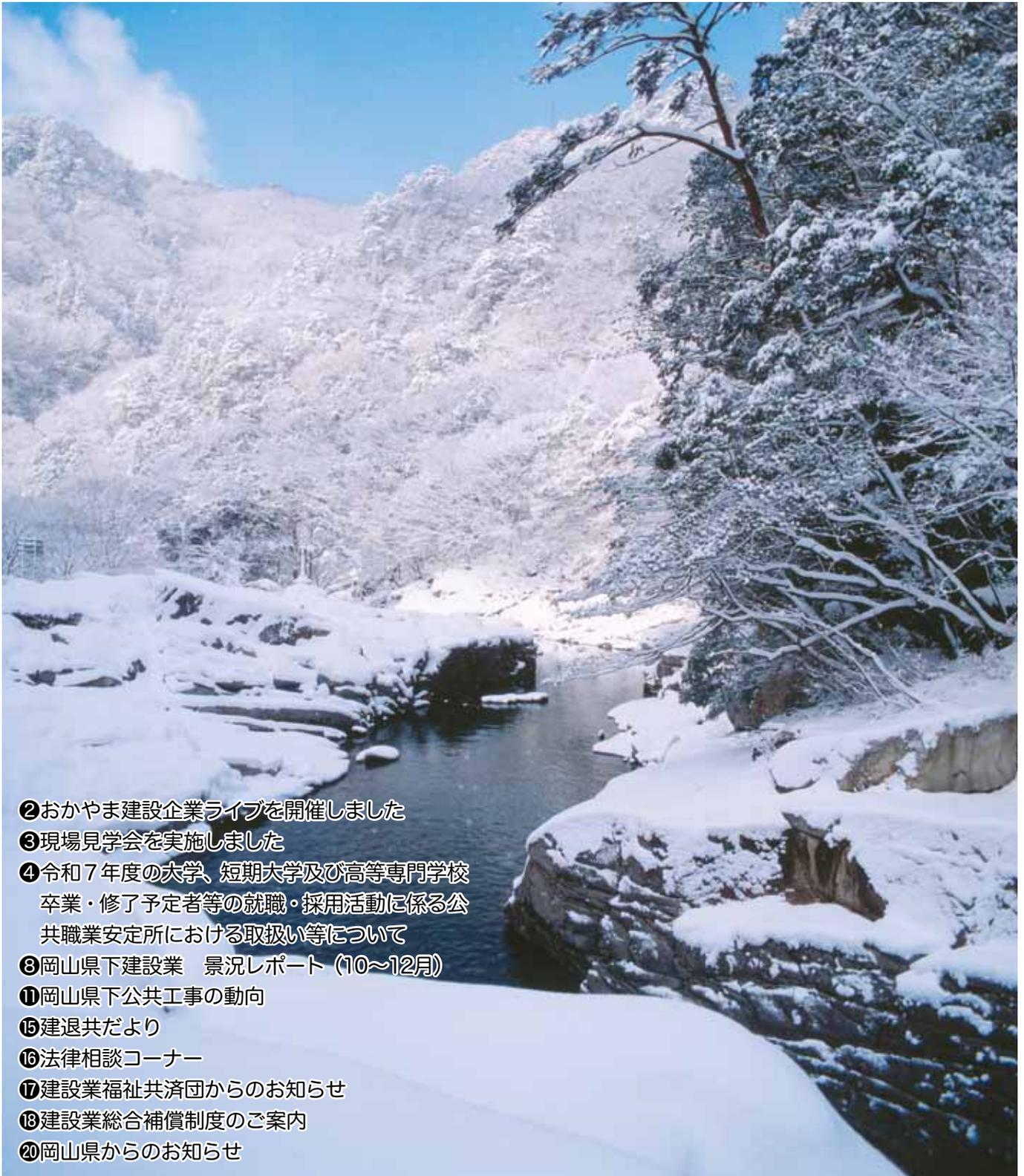


Okakenkyo News Letter

2025
2月
858号

岡山県建設業協会 **会報**



- ②おかやま建設企業ライブを開催しました
- ③現場見学会を実施しました
- ④令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校
卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公
共職業安定所における取扱い等について
- ⑧岡山県下建設業 景況レポート (10~12月)
- ⑩岡山県下公共工事の動向
- ⑮建退共だより
- ⑯法律相談コーナー
- ⑰建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑱建設業総合補償制度のご案内
- ⑳岡山県からのお知らせ

奥津溪[鏡野町] (提供：岡山県観光連盟)

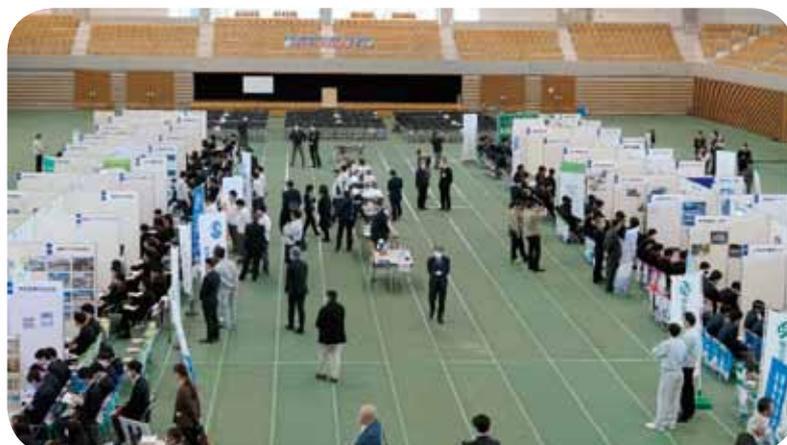
おかやま建設企業ライブを開催しました

県内の県立高校の土木・建築系学科で学んでいる高校2年生約270名を対象とした岡山県と（一社）岡山県建設業協会等の主催による建設企業の説明会が1月28日（火）に岡山市のジップアリーナ岡山で開催されました。

本協会会員企業44社ほかの参加のもと、各企業の紹介や意見交換を通じて建設産業の魅力・やりがい等について理解を深めてもらい、建設企業への就職が、将来の職業を考える際の選択肢となるよう動機付けを図ることができました。

（参加校）

岡山工業高校（土木科・建築科）、東岡山工業高校（設備システム科）、水島工業高校（建築科）、津山工業高校（土木科）、笠岡工業高校（環境土木科）、新見高校（工業技術科）、高松農業高校（農業土木科）



現場見学会を実施しました

建設業の現場等を実際に見学することで、建設業の魅力を感じてもらい、建設業への入職を促進するため、県内の県立高校で土木系・建築系学科（6校5学科）の生徒等約480名を対象に、県土木部及び教育庁と共催により現場見学会を実施しました。

そのうち、東岡山工業高校1年生の40名は、10月29日にさんもく工業(株)工場他を、また、同校2年生の39名は同日、(株)中電工岡山統括支社他を見学しました。

さらに、高松農業高校2年生の35名は11月1日に三室川ダム他を、また、同校の別の2年生35名は11月20日に東六間川排水路工事現場他を見学しました。

これらの見学を通じて、東岡山工業高校では、プレカットの木材加工の工程やZEBや蓄電池の仕組みなど、高松農業高校では、治水事業におけるダムの重要性、排水路工事での厳しい施工条件などについて理解を深め、授業では得ることができない経験を積むことができました。



【現場見学会実施状況（協会関係分）】

高校名	学科	実施年月日	見学場所
東岡山工業高校	設備システム科	令和6年10月29日	さんもく工業(株)工場見学他
		令和6年10月29日	(株)中電工岡山統括支社見学他
高松農業高校	農業土木科	令和6年11月1日	三室川ダム見学他
		令和6年11月20日	東六間川排水路工事現場見学他

令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校の卒業・修了予定者の就職・採用活動については、令和5年12月8日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡協議会において、令和6年度と同様の日程（広報活動は卒業・修了年度の直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に、正式内定は卒業・修了年度の10月1日以降に開始）を原則としつつ、一定の要件を満たす人材については新しい採用日程を設けること等としています。

これを受け、厚生労働省職業安定局長、雇用環境・均等局長及び人材開発統括官から、全建を通じて、令和7年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。



職 発 0117 第 3 号
雇均発 0117 第 4 号
開 発 0117 第 4 号
令和 7 年 1 月 17 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

厚生労働省職業安定局長
厚生労働省雇用環境・均等局長
厚生労働省人材開発統括官

令和 7 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等
の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の就職・採用活動については、令和 5 年 12 月 8 日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において、令和 6 年度と同様の日程（広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に、正式内定は卒業・修了年度の 10 月 1 日以降に開始）を原則としつつ、一定の要件を満たす人材について新しい採用日程を設けること等としています。

上記日程の遵守等については、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省からは令和 6 年 4 月 16 日付け「2025 (令和 7) 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」（別添 1）、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）からは同日付け「令和 7 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」について」（別添 2。以下別添 1 と併せて「遵守要請」という。）により、経済団体等に対して要請しているところです。

これを踏まえ、厚生労働省としては、令和 7 年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

については、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和7年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和7年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和7年4月1日以降に展示・公開する。

また、当該求人申込みの受理開始は令和7年2月1日以降とする。

安定所において求人申込みを受理する際には、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では、令和7年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

なお、令和7年度の大学等卒業予定者が同年5月31日以前に安定所の職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても、当該求人票による採用選考を行わないよう、説明すること。

(2) 一定の要件を満たす人材に係る新しい採用日程の取扱いについて

一般社団法人日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」が令和4年4月にまとめたタイプ3のインターンシップのうち専門活用型(2週間以上)かつ卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生（以下「対象学生」という。）については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる取扱いが、令和7年度の大学等卒業予定者から開始される。

これに伴い、対象学生を採用選考する事業主が、5月31日以前に、雇用関係助成金の支給要件を満たすためなどの理由で安定所による職業紹介を希望する場合も想定される。この場合は、上記(1)によらず、令和7年3月1日から同年5月31日までの間に職業紹介を行っても差し支えない。なお、対象学生であることの確認は、事業主に対して電話等により行うこと。

(3) 求人情報、ガイドブック等の発行について

令和7年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和7年4月1日以降に行うこととする。

(4) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、幅広い地域からの学生等の参加を促す観点からオンラインも活用しながら、積極的に開催するものとする。

(5) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

遵守要請は、令和7年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間の訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和7年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、学生が安心して就職活動に取り組めるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

- ①応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。
- ②男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
- ③セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを行わないとともに、学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するような行為（いわゆるオワハラ）等により、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。
- ④募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰下げが生じないように、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
- ⑤卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

別添1、別添2については、当会ホームページの1月30日付お知らせに掲載しておりますので、ご覧ください。

景況レポート (10月～12月)

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、B.S.I. (ビジネス・サーベイ・インデックス=景況判断指数)です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

(景況調査集計) (B.S.I.集計)

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. = (「良い」と回答した企業割合 - 「悪い」と回答した 企業割合) × 1/2 = (25 - 30) × 1/2 = △2.5
やや良い		15%		良	い	25%	
変わらず		45%	—	変わらず	45%		
やや悪い		20%	}	悪	い	30%	
悪い	い	10%		悪	い	30%	
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

I. 岡山県の状況

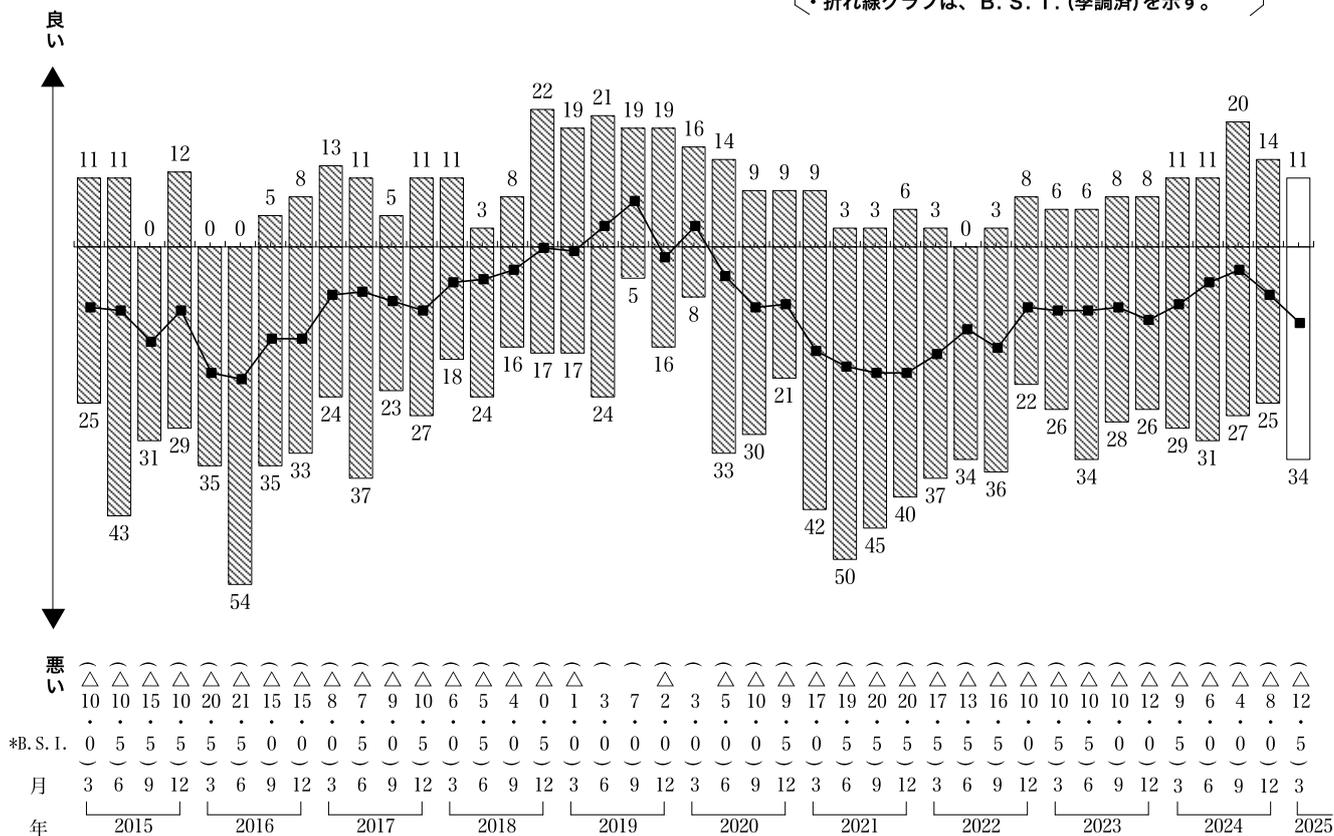
1. 概 観

項 目	前期	今期		来期		
	B.S.I. 値	推移方向 (前期比)	B.S.I. 値	推移方向 (今期比)	B.S.I. 値	
(1) 業況等	地元建設業界の景気※	△ 4.0	↘	△ 8.0	↘	△ 12.5
(2) 受注	受注総額※	△ 0.5	↘	△ 6.5	↘	△ 13.5
	官公庁工事※	△ 7.5	↘	△ 8.5	↘	△ 14.5
	民間工事※	2.5	↘	△ 3.5	↘	△ 6.0
(3) 資金繰り	資金繰り※	3.5	↗	4.5	↘	△ 2.0
(4) 金融	銀行等貸出傾向	7.5	↘	5.0	↘	3.5
	短期借入金※	△ 3.0	↘	△ 5.0	↗	△ 3.0
	短期借入金利	17.5	↗	19.0	↘	15.5
(5) 資材	資材の調達※	△ 2.5	↗	0.0	↘	△ 2.0
	資材の価格	25.0	↗	25.5	↗	31.5
(6) 労務	建設労働者の確保※	△ 24.0	↘	△ 26.5	↘	△ 29.5
	建設労働者の賃金	24.0	↘	21.0	↗	28.5
(7) 収益	※	△ 4.0	↘	△ 4.5	↘	△ 19.0

(注) ・B.S.I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B.S.I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。
 ・折れ線グラフは、B.S.I. (季調済) を示す。



Ⅱ. 中国地区の状況

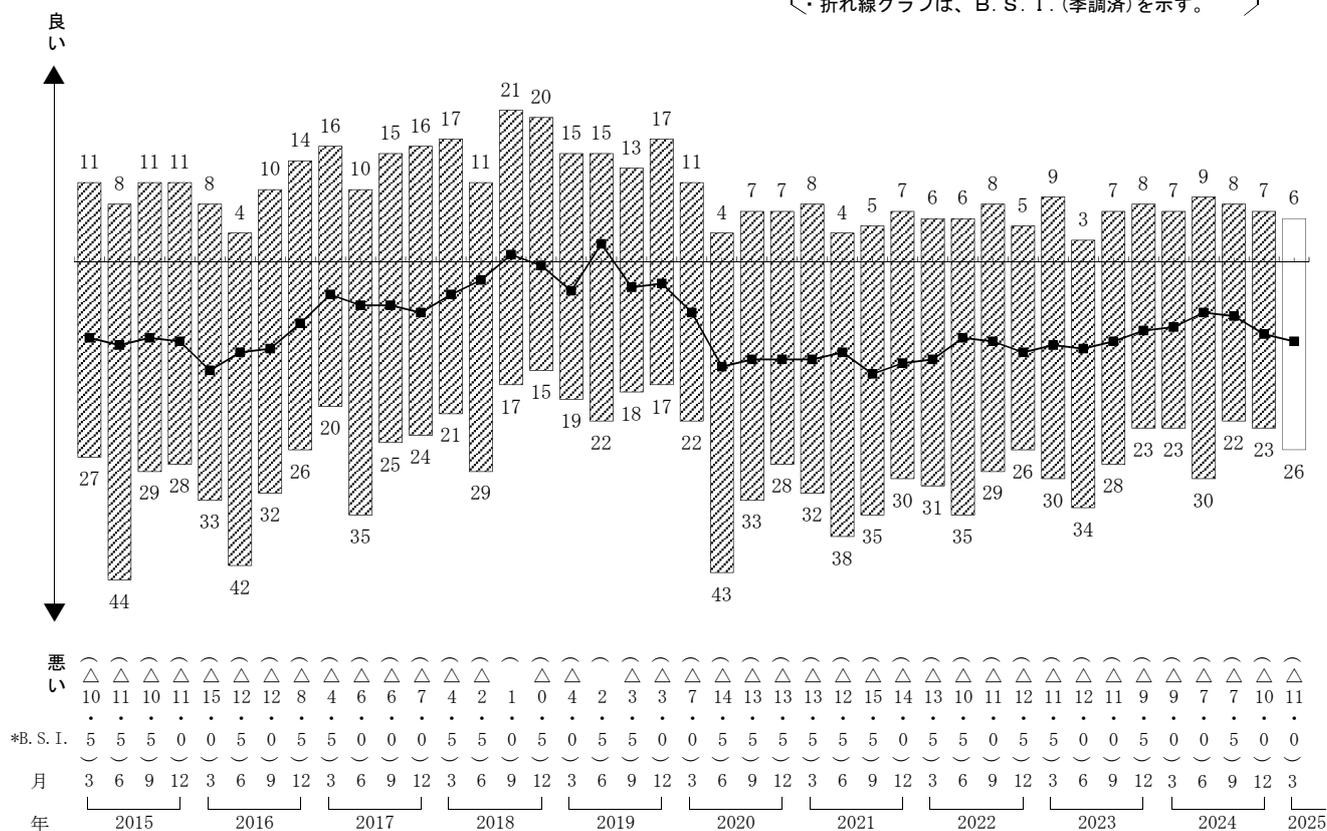
1. 概 観

項 目	前期	今期		来期		
	B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値	
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 7.5	↘	△ 10.0	↘	△ 11.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 9.5	↘	△ 10.0	↘	△ 13.0
	官 公 庁 工 事※	△ 13.0	↗	△ 10.5	↘	△ 12.0
	民 間 工 事※	△ 4.0	↘	△ 9.5	↗	△ 8.5
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り※	0.0	↗	1.0	↘	△ 2.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	5.5	⇒	5.5	↘	4.0
	短 期 借 入 金※	△ 0.5	↘	△ 1.5	↗	0.0
	短 期 借 入 金 利	13.5	↗	16.0	↘	14.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 6.5	↗	△ 2.5	↘	△ 3.0
	資 材 の 価 格	24.5	↘	23.5	↗	25.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 22.0	↘	△ 23.5	↘	△ 25.0
	建設労働者の賃金	24.0	↘	22.0	⇒	22.0
(7) 収 益	※	△ 9.0	↗	△ 8.5	↘	△ 14.0

(注) ・ B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・ B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・ 表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

・ 棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。
 ・ 折れ線グラフは、B. S. I. (季調済) を示す。



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
<https://www.wjcs.net/keikyo/>

岡山県下公共工事の動向〈1月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 単月（令和7年1月）

1. 全般の状況

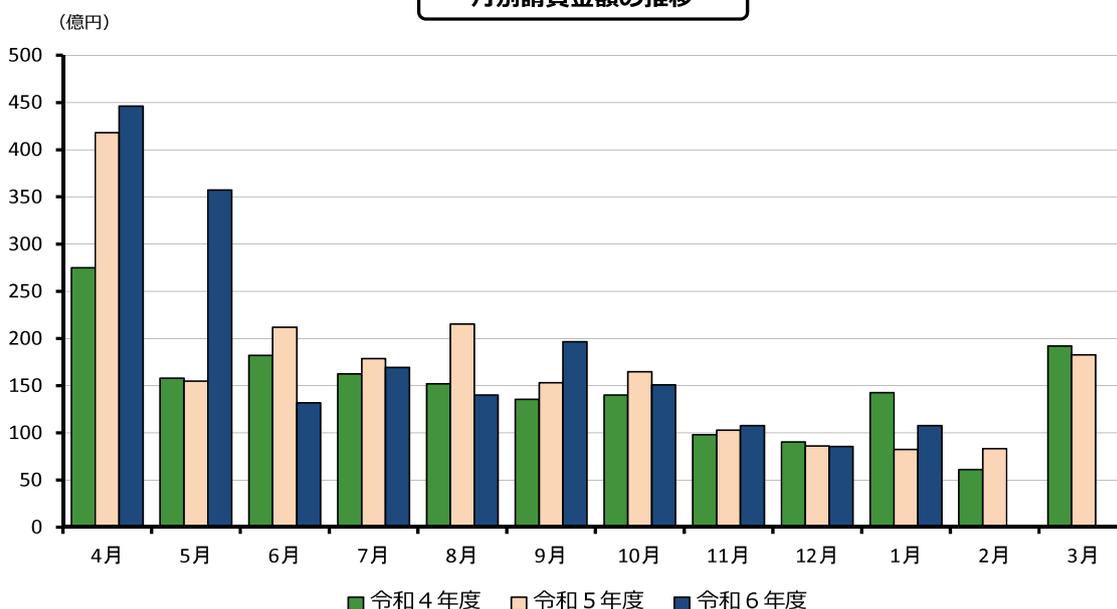
令和7年1月の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比6.5%増（10件増）の165件、請負金額は同30.3%増（25億円増）の107億円となった。

これを発注者別の請負金額で見ると、国で45.0%減、県で16.5%減、その他公共的団体で4.1%減となったものの、独立行政法人等で1306.7%増、市町村で86.0%増、となった。

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	6	1,299	▲4	▲1,062	▲40.0%	▲45.0%
	独立行政法人等	2	736	1	684	100.0%	1306.7%
	岡山県	49	1,474	▲3	▲291	▲5.8%	▲16.5%
	市町村	106	6,895	19	3,187	21.8%	86.0%
	その他公共的団体	2	354	▲3	▲15	▲60.0%	▲4.1%
合計	165	10,760	10	2,502	6.5%	30.3%	
令和5年度	155	8,258	16	▲6,017	11.5%	▲42.2%	
令和4年度	139	14,275	▲34	5,745	▲19.7%	67.4%	
令和3年度	173	8,530	▲14	1,125	▲7.5%	15.2%	
令和2年度	187	7,405	▲46	▲427	▲19.7%	▲5.5%	

月別請負金額の推移



Ⅱ. 累計（令和6年4月～令和7年1月）

1. 全般の状況

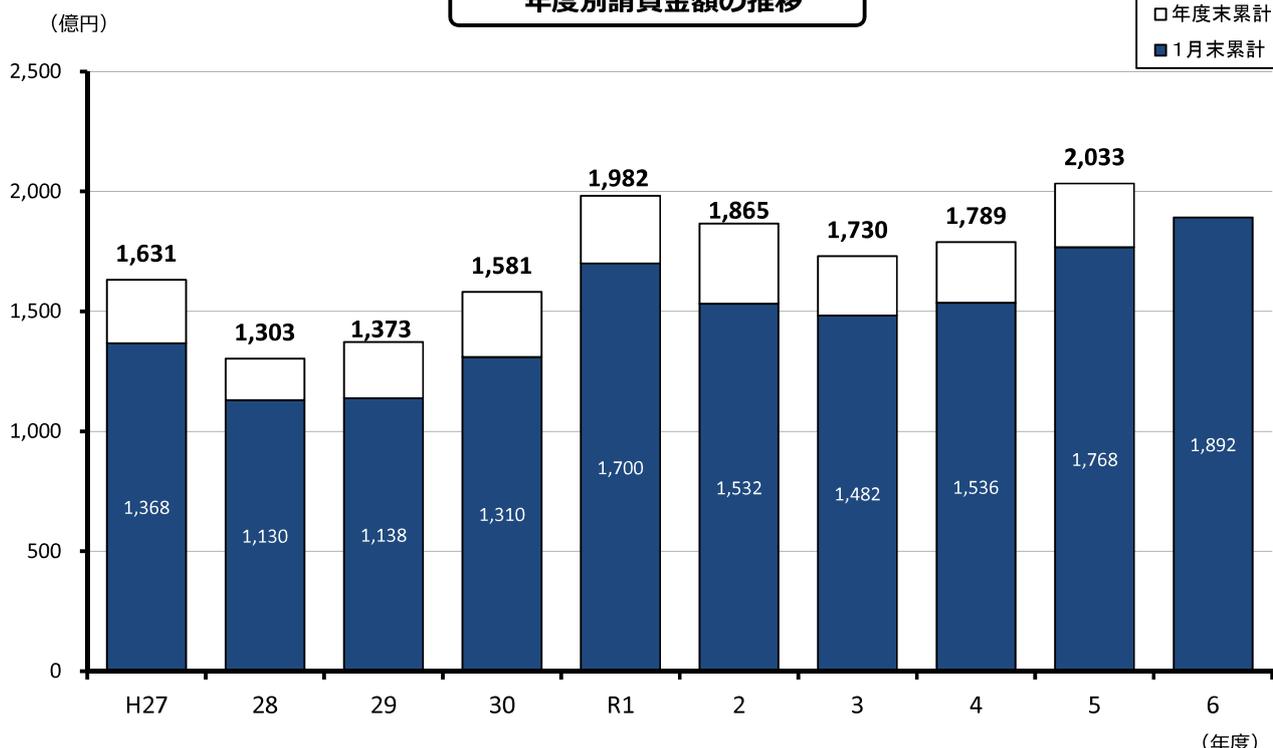
令和6年度（令和6年4月～令和7年1月）の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比1.2%減（41件減）の3,315件、請負金額は同7.0%増（124億円増）の1,892億円となった。

これを発注者別の請負金額でみると、国で22.4%減、県で14.9%減となったものの、独立行政法人等で80.4%増、その他公共的団体で36.7%増、市町村で12.8%増となった。

（金額単位：百万円）

		件数	請負金額	増減		増減率	
				件数	請負金額	件数	請負金額
発注者別	国	140	18,214	▲10	▲5,263	▲6.7%	▲22.4%
	独立行政法人等	55	18,767	5	8,364	10.0%	80.4%
	岡山県	1,279	32,603	32	▲5,697	2.6%	▲14.9%
	市町村	1,805	110,357	▲61	12,528	▲3.3%	12.8%
	その他公共的団体	36	9,286	▲7	2,491	▲16.3%	36.7%
合計		3,315	189,229	▲41	12,424	▲1.2%	7.0%
令和5年度		3,356	176,804	150	23,196	4.7%	15.1%
令和4年度		3,206	153,608	▲237	5,370	▲6.9%	3.6%
令和3年度		3,443	148,238	▲133	▲4,982	▲3.7%	▲3.3%
令和2年度		3,576	153,220	▲711	▲16,823	▲16.6%	▲9.9%

年度別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	71,696	12,885	21.9%	国	9,636	2,984	44.9%
				独法等	4,549	2,570	129.9%
				岡山県	10,980	▲6,622	▲37.6%
				市町村	44,276	14,307	47.7%
				その他	2,254	▲354	▲13.6%
東備地区	9,084	4,188	85.6%	国	452	155	52.4%
				独法等	2,823	2,755	4040.0%
				岡山県	1,888	27	1.5%
				市町村	3,919	1,260	47.4%
				その他	0	▲10	-
倉敷地区	38,009	▲12,735	▲25.1%	国	2,623	▲4,142	▲61.2%
				独法等	9	▲1,078	▲99.1%
				岡山県	5,059	▲1,924	▲27.6%
				市町村	29,018	▲4,943	▲14.6%
				その他	1,297	▲645	▲33.2%
井笠地区	18,247	▲993	▲5.2%	国	4,413	▲4,198	▲48.7%
				独法等	1,230	174	16.6%
				岡山県	2,615	4	0.2%
				市町村	5,729	27	0.5%
				その他	4,257	2,998	238.1%
高梁地区	5,434	▲250	▲4.4%	国	18	3	22.4%
				独法等	303	228	305.1%
				岡山県	1,163	▲234	▲16.8%
				市町村	3,948	32	0.8%
				その他	0	▲280	-
新見地区	5,447	52	1.0%	国	145	▲97	▲40.0%
				独法等	730	▲143	▲16.4%
				岡山県	1,640	268	19.5%
				市町村	2,499	▲373	▲13.0%
				その他	431	398	1206.7%
真庭地区	12,145	1,642	15.6%	国	36	12	49.5%
				独法等	5,414	500	10.2%
				岡山県	2,493	458	22.6%
				市町村	3,364	▲165	▲4.7%
				その他	836	836	<
津山地区	18,417	5,631	44.0%	国	489	▲276	▲36.1%
				独法等	800	451	129.2%
				岡山県	4,226	2,052	94.4%
				市町村	12,690	3,853	43.6%
				その他	209	▲449	▲68.3%
勝英地区	10,747	2,002	22.9%	国	398	295	289.4%
				独法等	2,905	2,905	<
				岡山県	2,533	271	12.0%
				市町村	4,910	▲1,470	▲23.0%
				その他	0	0	-
合計	189,229	12,424	7.0%	国	18,214	▲5,263	▲22.4%
				独法等	18,767	8,364	80.4%
				岡山県	32,603	▲5,697	▲14.9%
				市町村	110,357	12,528	12.8%
				その他	9,286	2,491	36.7%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
中小計	3,109	99,854	▲25	▲3,858	▲0.8%	▲3.7%
大手計	139	23,919	▲25	▲2,889	▲15.2%	▲10.8%
共同企業体	67	65,455	9	19,173	15.5%	41.4%
合計	3,315	189,229	▲41	12,424	▲1.2%	7.0%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
土木	2,232	83,307	▲39	▲8,745	▲1.7%	▲9.5%
建築	316	68,334	31	22,306	10.9%	48.5%
電気	147	10,027	17	2,201	13.1%	28.1%
管	95	11,657	10	5,820	11.8%	99.7%
測量・調査・設計	356	5,021	▲48	360	▲11.9%	7.7%
その他	169	10,880	▲12	▲9,518	▲6.6%	▲46.7%
合計	3,315	189,229	▲41	12,424	▲1.2%	7.0%

(建退共だより)

建退共のYouTubeチャンネルで、 簡単！動画解説

実は、建退共公式のYouTubeチャンネルがあります。
(※意外と認知されていないと感じましたので、この機会に知っていただきたいです。)



The screenshot shows the YouTube channel page for 'taisyokukinch'. The channel name is 'taisyokukinch' with the handle '@taisyokukinch'. It has 727 subscribers and 18 videos. The bio states it is the official YouTube channel of the independent administrative institution 'Taisyokukin' (建退共). The channel features a navigation menu with 'ホーム', '動画', and '再生リスト'. Below the menu, there is a section titled '動画' (Videos) displaying a grid of video thumbnails. The thumbnails include titles like '中退共CM', '建退共', and 'chapter0 建退共制度の概要と特長'. Each video has its duration and upload date (e.g., '2024年') displayed below it.

(2025年1月28日時点の画像です↑)

<https://www.youtube.com/@taisyokukinch/videos>

上記URLから、**chapter0～11まで、計12本のタイトル動画**があります。

再生時間も**ほぼ5分以内**となっておりますので、お気軽に視聴いただき、建退共制度の概要を知ることができます。

※**動画内容例**) 建退共の加入方法、退職金請求、電子申請方式の申請方法、加入履行証明書の申請方法…等

是非、ご活用ください！！

第176回 フジテレビから学ぶコンプライアンスの重要性

●相談内容●

今年に入ってから、フジテレビの問題が大体的に取り上げられていますが、詳細について教えてください。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

不祥事のまとめ

今回の不祥事については中居正広氏の性加害の問題が表沙汰になったことから始まり、最初は示談金の金額の多さに目を引かれた人も多かったでしょう。もちろん、中居氏の行為について問題があることは間違いありませんが、会社として学ぶべきなのは会社であるフジテレビの対応です。

フジテレビから大量のスポンサー撤退が起こったり、記者会見の内容について批判の声が上がったりしています。このようなことになってしまった大きな問題の要因についてお伝えするとともに、他の会社でも参考にすべき事項をお伝えいたします。

問題点1：事実の隠蔽

フジテレビは、中居氏の問題について令和5年6月の段階で把握していたものの、その後被害者の体調面等を考慮して問題として取り上げず、また、中居氏の出演する番組の放映の継続をしました。つまり、外部の役員会やコンプラ室に情報提供をすることなく、社内の中枢部だけで処理してしまったことが大きな問題です。

本来ならば、フジテレビは事実関係の調査をすることは当然のこと、被害者の意向も踏まえたうえで、中居氏の出演番組に関して放送内容を見直し、中居氏の降板にまで踏み切るべきでした。

被害者とされる人はPTSDで退職するに至っており、被害者の人権を守ることも十分にできていません。

このような対応になってしまったのはそもそも中居氏の問題を重大な問題としてとらえていなかったことやステークホルダーの認識を十分理解できていなかったことが要因といえるでしょう。

問題点2：発覚後の対応の失敗

また、事実が明るみになった後の対応についても様々な問題があります。

記者会見について、一部のメディアのみ参加を認めた対応は、説明責任を果たさず、逃げようとしていた対応とみられるため、判断としては論外です。

このような対応を取っていたことで、結局は記者会見を再度開くこととなり、長時間、かなり厳しい質問攻めをされることとなりました。起こった出来事が重大であることを踏まえても、当初からきちんとした対応をしていれば、ここまで会見が紛糾することはなかったのではないかと考えられます。

これらのことから学ぶこと

中小企業ではフジテレビのような社外取締役含む役員会やコンプラ室を設置していないことが一般的であるため、是非外部の専門家として弁護士にご相談ください。そして、会社と弁護士とが協力して今回のフジテレビのような困難かつ重大な問題について適切な会社の方針を定めることが有益です。

また、フジテレビが今回の問題を大きな問題としてとらえていなかったのは、人々の考え方が時代によって変化するにもかかわらず、古い考えにとらわれてしまっていたことに原因があると思います。日々、社会情勢や新しい情報に触れて、進化していくことはもちろんのこと、小さな問題でも外部の専門家に相談をするように心がけておくことが必要です。

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

労働災害は、いつ、どこで起こるかわかりません!

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

屋根からの転落、火災、交通事故・・・など、いつどこで起こるかわからない労働災害。大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。⇒死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償します。

◆建設共済保険は、被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

【建設共済保険：過去の保険金支払い事例】

1. 死亡されたケース

瓦補修作業中に誤って滑り落ち、タキロン屋根を突き破って土間コンクリートに転落。

(外傷性くも膜下出血により死亡)
保険金合計 2,000万円
(被災者補償保険金 1,000万円)
(諸費用補償保険金 1,000万円)

作業員宿舎で、就寝中に火災発生。(死亡)

保険金合計 3,000万円
(被災者補償保険金 1,500万円)
(諸費用補償保険金 1,500万円)

2. 労災事故により重篤な障害が残ったケース

屋根裏下地材の取付け作業中、2階梁から降りる際に脚立を踏み外し転落。(脳内出血・くも膜下出血により **障害等級 第1級**)

保険金合計 2,000万円
(被災者補償保険金 1,000万円)
(諸費用補償保険金 1,000万円)

3. 複数人が被災(死亡)されたケース

道路下の法面を補強する工事において法面の下側にて水質汚濁処理の作業中、工事区間隣りの法面が突然崩落し、作業員 5 名が被災。(土砂に埋もれ 5 名死亡)

5名分保険金合計 2億円(1名あたり4,000万円)
(5名分被災者補償保険金 1億円(1名あたり2,000万円))
(5名分諸費用補償保険金 1億円(1名あたり2,000万円))

4. 通勤途上に被災されたケース

会社から自宅への通常の通勤経路を車で帰宅中、左カーブで対向車線に進入し対向車に正面衝突。(全身打撲により死亡)

保険金合計 4,000万円
(被災者補償保険金 2,000万円)
(諸費用補償保険金 2,000万円)

【建設共済保険の特長】 (年間完成工事高契約)

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において 15 点の加算

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ  0120-913-931
その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

取扱機関



一般社団法人 岡山県建設業協会

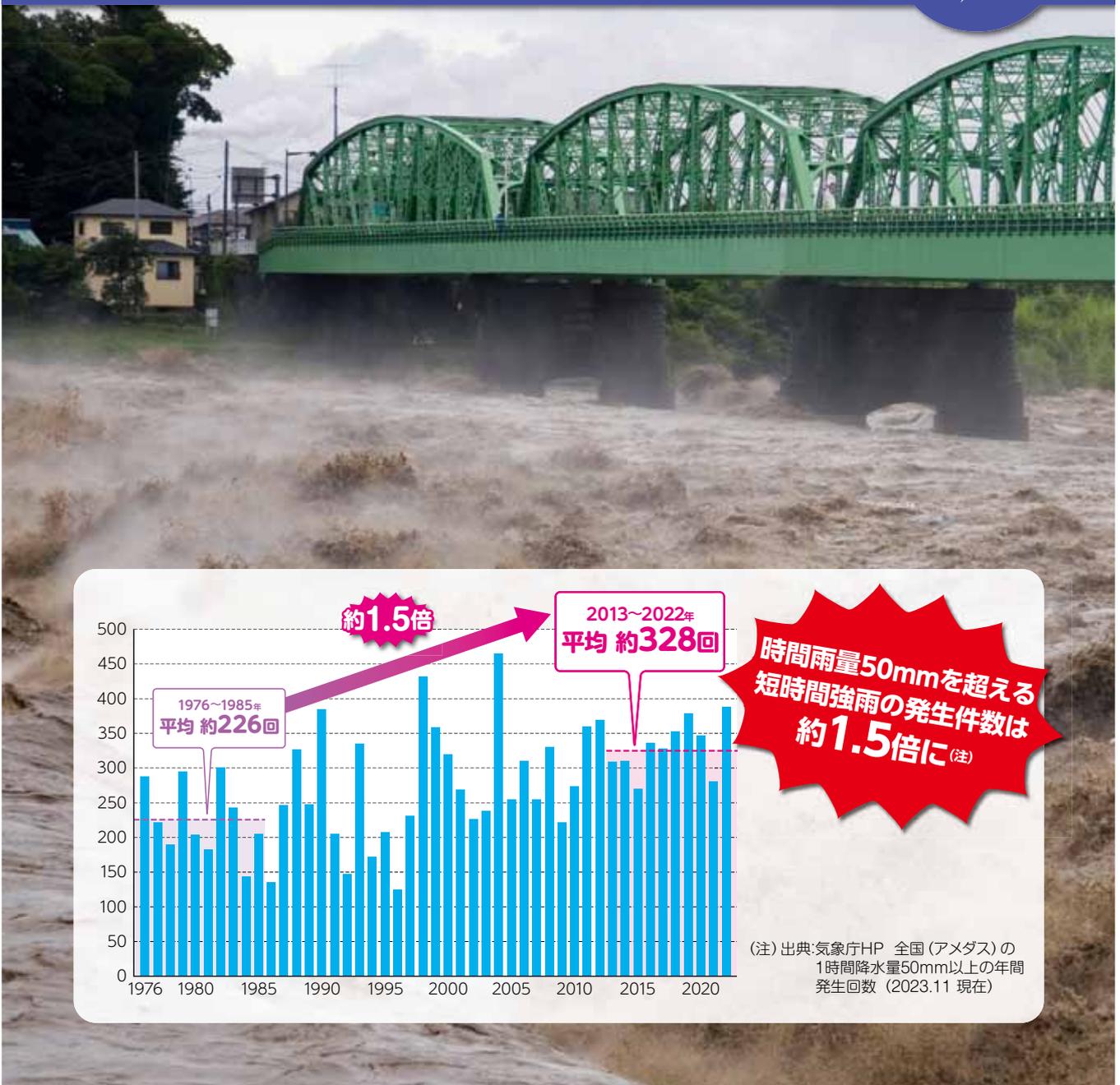
Tel 086-225-4133

検索

建設業総合補償制度

台風・集中豪雨への 備えは十分ですか?

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな被害が、各地で多発しており、企業における水災への備えの必要性が、一層高まっています。



建設業総合補償制度で 水災事故もしっかり補償!



本制度でお支払いした水災事故例

土木工事

平成30年7月の西日本豪雨により、工事現場の進入路が破壊された

1321万3776円

強雨・雹により、道路新設工事で伐採した地盤が広範囲で崩れ、復旧費用が発生(警備の人員補強経費を含む)

1192万3662円

道路災害復旧工事中に、完成した仮設道路が雨で一部流出した

786万4500円

建設工事・組立工事

機械式の立体駐車場が豪雨により水没した

192万8240円

集中豪雨により埋没してある防火水槽が使用不能となった

488万9602円

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

土木工事保険

1工事あたりの
支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき

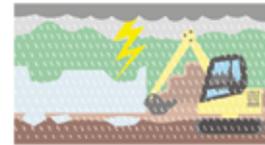
2,000万円もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) 盗難の場合:**10万円**

(3) (1) (2) 以外の事故による場合:**100万円**または**150万円**
*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。



組立工事保険

1事故あたりの
支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)

(注) 工具は、保険期間中100万円まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) (1) 以外の事故による場合:**10万円**



建設業総合補償制度に未加入の皆様、また第三者賠償補償のみご加入の皆様は、この機会に工事補償へのご加入を検討してみませんか?第三者賠償補償とセットで加入すれば、工事補償の保険料が**10%割引**となります。ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(土木工事保険、建設工事保険、組立工場保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

B23-XXXXXX 承認年月:2024年4月

ストップ飲酒運転県民運動

令和6年4月1日～令和7年3月31日

◇スローガン◇

許さない！見逃さない！飲酒運転

飲酒運転の根絶！ ～もう絶対に許さない～

飲酒運転 4(し)ない 3(さ)せない運動

4-1 酒を飲んだら運転しない。
代行運転を依頼しなさい。

4-2 運転するなら酒は飲まない。
今日はお家で…

4-3 酒を飲んだ人の車には同乗しない。
絶対乗らない！

4-4 使用者は従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。

3-1 酒を飲んだ人には車を運転させない。
私が、運んでいきます。

3-2 酒を飲んだ人には車を貸さない。

3-3 運転する人には酒はすすめない。
お客様のため、社会のため。

飲酒運転はダメ！！
飲酒運転はダメ！！
飲酒運転はダメ！！

岡山県・岡山県警察・岡山県交通安全対策協議会

飲酒運転には厳罰が… 運転者以外にも厳しく適用されます

運転者	
酒酔い運転	罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金 違反点 35点⇒免許取消し
酒気帯び運転	罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 違反点 13点(0.15以上0.25mg未満)⇒免許停止 25点(0.25mg以上)⇒免許取消し
運転者以外にも	
酒類提供の禁止 <small>飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供した者に対する罰則</small>	罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類提供の禁止 <small>酒類を提供して飲酒運転をするおそれのある者に車を提供した者に対する罰則</small>	罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金
車両提供の禁止 <small>酒類を提供して飲酒運転をするおそれのある者に車を提供した者に対する罰則</small>	罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
同乗の禁止 <small>酒類を提供して飲酒運転をするおそれのある者に同乗した者に対する罰則</small>	罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
同乗の禁止 <small>酒類を提供して飲酒運転をするおそれのある者に同乗した者に対する罰則</small>	罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

ハンドルキーパー運動推進中

今日は私が飲まずに運転するよ!!

ハンドルキーパーとは、自動車で飲食店などに行く場合に、お酒を飲まずに、帰りに運転をまかされる人のことです。

ハンドルキーパー

- 7. 1.10 令和7年 新年互礼会
- 7. 1.15 表彰審査委員会
- 7. 1.15 正副会長会
- 7. 1.21 岡山県地震対応訓練
- 7. 1.28 おかやま建設企業ライブ

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp